

陳情 8－9（写）

心身障害者福祉手当を精神障害者にも支給することについての陳情

【陳情の趣旨】

「心身障害者福祉手当」は、東京都が制度条例を、区市町村が支給条例を制定し、都と区市町村とが一体となって実施している制度です。台東区は、身体障害者手帳と愛の手帳の所持者（重・中等度の障害）をこの手当の支給対象としながら、精神障害者保健福祉手帳所持者を支給対象から除外しております。台東区在住の精神障害の当事者や家族からは、同手当の支給の取り扱いについて、「精神障害者に対する行政による差別である」との声すら上がっており、現状が懸念されます。障害者基本法や障害者差別解消法に則り、台東区においても、一日も早く精神障害者を支給対象に含めることにより、障害分野間の不均衡を解消して頂くことを強く望みます。

なお、都下23区内では、これまで支給対象に精神障害者を含める区が年々増えて19区に至るなど（本年4月から新たに板橋区と江戸川区が精神障害者を対象に含めた）、精神障害者に対する差別が解消される趨勢の中で、今もなお、精神障害者を支給対象から除外している区が4カ所残っており、残念ながら台東区はその一つとして注目されています。他の3区は、江東区、目黒区、豊島区であり、当会は並行して是正のための要請行動を起こしております。

令和8年7月21日

台東区議会副議長

岡 田 勇一郎 殿